

福島県特別支援教育振興会

いわき支部

会報

第26号

発行者

福島県特別支援教育振興会
いわき支部長 大谷 明

事務局

福島県立平擁護学校
いわき市平上平窪羽黒40-45
〒970 TEL(0246) 24-2501
-8001 FAX(0246) 23-5135

ホームページ <http://sep-iwaki.com/>

フォーラム『障害者差別解消法』を考える を終えて

福島県特別支援教育振興会 いわき支部長 大谷 明

天地の鳴動が続く中、障がいを持つ人々が事件等に巻き込まれる事態が多くなっているように思います。そのような状況の中で、本年度、「障害者差別解消法」実施となりました。

日本では「障害者基本法」「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健福祉法」「障害者総合支援法」と障がい者の生活にかかる法の整備が行われてきました。この度の差別解消法の重要な点は「合理的配慮」ではないでしょうか。

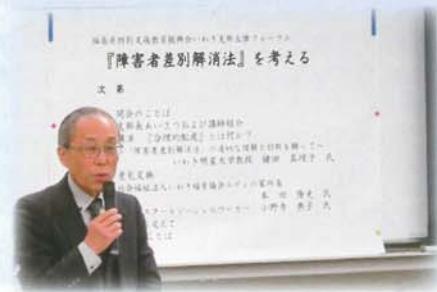
そんな気持ちから支部事務局では何度かの討議を重ね、その「法的義務」と「努力義務」、具体的な対応としての「要領と指針」の三点を私たちはしっかりと理解し、場面対処ができるような力を身につけることが必要ではないかと考えました。

それが去る11月4日、平養護学校で開催された「『障害者差別解消法』を考える」フォーラムです。その勉強会はいわき明星大学の鎌田真理子教授の法の歴史や現実的な面に関するご講演、いわき福音協会エデンの家の本田隆光所長からは、「全日本手をつなぐ育成会福島大会」での大会参加者一同の決議文などを活用した分かりやすい言葉での説明、福島県スクールソーシャルワーカーの小野寺典子先生より具体的な事例としてアスペルガーの子への指導の中で、何度も協議を重ねて相互の関係性の向上に努めたお話をいただきました。そして、その話を核に意見交換が行われ、フロアからはケース会議やアセスメントをしっかりやる事、生徒同士の多様な交流場面の設定での共生の意識醸成、高校教員に対する専門的な学習機会の必要性等の発言があり、ある母親からは「障がいを持っている子がここにいるよ。」という事だけでも分かってほしい、振りかえって配慮がほしい、と訴えがあり、生きにくさ、生活のしにくさを乗り越える合理的配慮を身近なところから発信していくこうという発言に参加者皆さんがうなずきながら終了しました。

振興会いわき支部は、このようなフォーラムの結果を整理して、来年度はこの法の具体的な実情等の収集や分析を進めていきたいと考えております。

本会報によりフォーラム略報とさせていただくと共に、今後とも会員各位、関係機関等のご協働とご支援をお願いし、暮れのご挨拶とさせていただきます。

どうか皆様には良い年をお迎えなさいますようご祈念を申し上げます。



「障害者差別解消法」とは？

フォーラムを開催しました

11月4日(金)に平養護学校視聴覚室において、「田障害者差別解消法を考える」をテーマにフォーラムを開催しました。当日は、市内特別支援学校保護者・市内小中学校支援学級保護者・関係機関の職員など約40名が参加しました。

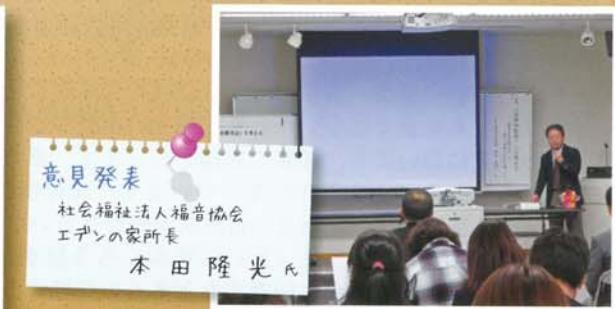


講演
「合理的配慮」とは何か?
～「障害者差別解消法」
の適切な理解と対応を願って～
いわき明星大学
鎌田 真理子 氏



意見発表

福島県
ソーシャルスクールワーカー
小野寺 典子 氏



意見発表

社会福祉法人福音協会
エデンの家所長
本田 隆光 氏

